

成田市中小企業等緊急支援給付金

改5

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業や個人事業主を緊急的に支援するほか、休業や営業時間の短縮、店舗の消毒、消毒液の購入など、感染症防止に対する取り組みについて、「成田市中小企業等緊急支援給付金(以下「給付金」という。)を交付します。

一律
30万円

対象事業者

市内において事業を営む中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業及び個人事業主

※医療法人及び社会福祉法人を含む。

※個人事業主は、所得税法第229条に定める開業届を提出している者。

※農林漁業は対象外(会社法第2条第1項に定める株式会社又は有限会社は対象)

給付条件

- 令和2年4月7日現在、市内で事業を営んでおり、引き続き市内において事業を営んでいること。
- 「成田市農業者緊急支援給付金」を受給していない者。
- 市税を滞納していないこと。(滞納のある方につきましては、令和2年2月1日現在、納付の約束が履行されている場合は対象となります)
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

提出先: 〒286-8585

成田市花崎町760

成田市役所

成田市中小企業等緊急支援給付金担当 宛て

申請期間: 令和2年4月30日(木)～令和2年7月31日(金)

※申請書につきましては、http://www.city.narita.chiba.jp/business/page0137_00054.html (市ホームページ)からダウンロードしていただくか、電話請求にて郵送させていただきます。(商工課・下総支所・大栄支所・成田商工会議所・成田市東商工会の窓口でも配布しています。)

問い合わせ
申請書請求

成田市新型コロナウイルス感染症対策専用ダイヤル

電話: 0476-20-1535

平日 午前8時30分～午後5時15分

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

成田市



対象事業者

《中小企業》

- ・令和2年4月7日現在、成田市内で事業を営んでおり、引き続き市内において事業を営んでいる中小企業者

※直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)の所在地が「成田市」であること。

《個人事業主》

- ・令和2年4月7日現在、成田市内で事業を営んでおり、引き続き市内において事業を営んでいる個人事業主

- ①令和元年分所得税青色申告決算書の住所または、事業所所在地が「成田市」であること。
- ②令和元年分収支内訳書の住所または、事業所所在地が「成田市」であり令和2年4月7日までに開業届が受理されていること。

※参考:中小企業の定義

業種	中小企業（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

提出書類

申請書はhttp://www.city.narita.chiba.jp/business/page0137_00054.html (市ホームページ)からダウンロードできます。

中小企業	個人事業主
○申請書	○申請書
○法人登記事項証明書(原本) ※令和2年4月7日以降のもの	○開業届の写し(青色申告の場合は省略可) ※白色申告で開業届を紛失された方は、提出書類に変更があります。 ○本人確認できる書類(運転免許証やマイナンバーカード等)の写し
○直近の法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し	○令和元年分の確定申告書の写し ○所得税青色申告書決算書又は、収支内訳書の写し
○市内で事業を営んでいることがわかるもの(営業許可証・店舗の賃貸借契約書等)の写し	○市内で事業を営んでいることがわかるもの(営業許可証・店舗の賃貸借契約書等。不動産賃貸業の方は賃貸借契約書・物件管理契約書等)の写し
○口座確認書類(通帳の写し) 表紙を開いた最初の1ページ ※ゆうちょ銀行の場合は、店名(3桁の番号)・口座名義・預金種別・口座番号がわかるページ	○口座確認書類(通帳の写し) 表紙を開いた最初の1ページ ※ゆうちょ銀行の場合は、店名(3桁の番号)・口座名義・預金種別・口座番号がわかるページ